

時間帯通行規制について

- ・通行規制は、道路であるにも関わらず車両の通行を禁止するもので、沿道住民、事業者等に多大な負担をかけるものとなります。
- ・たとえば、沿道住民や事業者等であっても、通行許可を取得していない場合は、規制された道路を通行することができません。なお、付近の住民であっても遠回りすれば目的に達する場合は通行許可が出ないとのことです。（通行許可は期限があり、内容により最長 3 年。更新が必要になります。）
- ・沿道の方が宅配を受けようとしても、車は入れませんし、親戚の方が来られる場合、タクシーを呼び出した場合なども同様とのことです。
- ・事業者の場合は、他事業者からの納品等も受けることができません。
- ・このため、規制を依頼する場合、地域全体での利益を考慮する必要があります。

（条件等）

- ・沿道住民等に多大な負担がかかることから、通行規制を依頼しようとする場合、沿道住民、事業者等、地域の連合町会、町会から承諾を得ていることが前提となります。このため、承諾が得られない場合、規制することは難しくなります。
- ・警察署では依頼を受けた後、時間帯規制が真に必要なものであるかを検討し、必要であると認められる場合に、府警本部に上申されます。
- ・そのうえで、公安委員会で審議し、承認が得られて初めて規制できることとなります。

道路交通法

（通行の禁止等）

第八条 歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

2 車両は、警察署長が政令で定めるやむを得ない理由があると認めて許可をしたときは、前項の規定にかかわらず、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行することができる。

以下省略

道路交通法施行令

（通行を禁止されている道路における通行の許可）

第六条 法第 8 条第 2 項 の政令で定めるやむを得ない理由は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 車庫、空地その他の当該車両を通常保管するための場所に入出するため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。
- 二 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき相当の事情があること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、貨物の集配その他の公安委員会が定める事情があるため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならないこと。

大阪府交通規則

(署長の通行許可)

第4条の2 令第6条第3号の公安委員会が定める事情は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該道路に沿つて、当該車両の営業所、荷扱所その他貨物の集配先を有するもので、当該道路を規制時間内に通行することがやむを得ないもの
- (2) 通勤、通学、通園、修学旅行、遠足等のため、大型自動車及び特定中型自動車であつて、専ら人を運搬する構造のもので、当該道路においてやむを得ず乗降させる必要のあるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、公益上又は社会の慣習上やむを得ないもの

以下省略